

秋田県民間賃貸住宅借上実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東日本大震災による被災県からの応援要請により秋田県内に避難してきた者（以下「県内避難者」という。）に対して、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅として、秋田県（以下「県」という。）が民間賃貸住宅を借り上げ（以下「借上住宅」という。）、市町村及び関係団体と協力して提供するために必要な事項を定める。

(入居対象者)

第2条 借上住宅に入居できる世帯は、次の(1)から(3)までを満たす県内避難者とする。

- (1) 東日本大震災発生時に、福島県に居住していた者
- (2) 東日本大震災により被災した次の町から避難した者
 - ア 大熊町及び双葉町
 - イ 富岡町及び浪江町の全域
- (3) 平成24年12月28日までに申請をした者

(対象となる民間賃貸住宅)

第3条 借上住宅の対象となる民間賃貸住宅は、宅地建物取引業者（以下「仲介業者」という。）の仲介により、県が借上住宅として県内避難者に提供することに貸主が同意した住宅とする。

(借上住宅に係る基本事項)

第4条 借上住宅に係る基本事項は、次のとおりとする。

- 1 借上にかかる賃貸借契約は、仲介業者の仲介により、貸主、県（借主）及び県内避難者（入居者）との間で締結する。
- 2 各経費の上限等については、次のとおりとする。

項目	対象経費の上限等
退去修繕負担金	賃料の2カ月分(ただし延長時の支払いはないものとする)
附帯設備費	賃料の0.5カ月分(ただし、延長時の支払いはないものとする)
借家人賠償保険料	実費
仲介料	賃料の0.55カ月分(ただし、1円未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとする。)
賃料	1カ月当たり6万円以内 (ただし、入居者数(乳幼児を除く。)が5人以上の場合)

	は、9万円以内とする。)
共益費及び管理費	実費
駐車場料	実費

3 借上住宅に係る各経費の負担は、次のとおりとする。

項 目	負 担 者	支 払 先
(入居時)		
退去修繕負担金	県	貸 主
附帯設備費		仲介業者
借家人賠償保険料		
仲介料		
(月ごと)		
賃 料	県	貸 主
共益費及び管理費		
駐車場料		
(その他)		
上記以外の経費	入 居 者	—

4 各経費の留意事項等

- (1) 附帯設備費については、ガスコンロ、照明器具、給湯器、カーテン等を対象とする経費であり、具体的な品目については、仲介業者が、借上住宅の設備の状況を勘察し、県が負担する経費の範囲内で、借上住宅に入居する県内避難者と協議を行い、その協議に基づき貸主が設置する。また、設置後、附帯設備費の領収書を保管すること。なお、別途、県が支給する生活必需品と重複することのないようにする。
- (2) 駐車場料は、借上住宅に附属する駐車場の使用に限るもので、単独で賃貸借契約の対象になるものは除く。
- (3) 借上住宅については、敷金、礼金、更新料の負担は、ないものとする。

5 各経費の支払時期等

- (1) 入居時の各経費は、入居を確認後、1カ月以内に支払われるものとする。
- (2) 月ごとの各経費は、入居した月分の支払い分については翌月末までに、第2回の支払い分については当該月末までに、第3回目以降の支払い分については当該月分は前月末（4月分は当月末）までに支払うものとする。
- (3) 月ごとに支払う各経費について、1カ月に満たない期間については、1カ月を実日数で日割り計算した額とする。（ただし、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。）

6 契約期間

契約期間は、新規契約時においては原則として2年間とする。ただし、被災県からの応援要請に基づき契約期間を延長できるものとし、その期間は、次のとおりとする。

(1) 第2条(2)アに該当する者は、令和3年3月31日までとする。

(2) 第2条(2)イに該当する者は、令和2年3月31日までとするが、福島県が特に認めたものについては、令和3年3月31日までとする。

(手続)

第5条 県内避難者が借上住宅に入居する手続は、次のとおりとする。

1 県内避難者が借上住宅に新規入居する手続は、次のとおりとする。

(1) 借上住宅として提供できる物件の情報収集・提供

仲介業者は、貸主と協議し、借上住宅として提供できる物件に関する情報を収集しこれを公表する。

(2) 斡旋

仲介業者は、県内避難者で借上住宅に入居を希望する者(以下「入居希望者」という。)に物件に関する情報の提供を行い、入居希望者と協議して入居先となる借上住宅の候補を選定するとともに、「秋田県借上住宅候補選定書(様式1-1)」及び「借上住宅候補となった物件の概要書(様式1-2)」を入居希望者に交付し、その写しを保管する。

(3) 申請

入居希望者は、「秋田県借上住宅入居申請書(様式2)」、「借上住宅候補となった物件の概要書(様式1-2)」、その他添付書類を県に申請する。

(4) 入居する借上住宅の審査・決定

県は、提出された申請書の内容を審査し、入居希望者や借上住宅に係る各経費が適当と認められるときは、借上住宅の提供を決定し、入居希望者に「秋田県民間賃貸住宅入居決定通知書(様式3)」(以下「入居決定通知」という。)を送付するとともに、仲介業者に入居決定通知の写し及び「賃貸借契約書(様式4)」(以下「契約書」という。)4通を送付するものとする。

(5) 契約締結の準備

入居決定通知を受けた仲介業者は、貸主及び入居希望者と協議し、附帯設備の設置や入居予定日の決定等、賃貸借契約締結のための準備を行うとともに、貸主、入居希望者、仲介業者の押印のある契約書4通その他の書類を県に返送するものとする。

(6) 契約締結

県は、返送された契約書の内容が適当と認めるときは、契約を締結し、契約書4通を作成し、貸主、入居希望者、仲介業者に各1部送付し、それぞれが保管する。

2 県内避難者が借上住宅の入居の延長を希望する手続は、次のとおりとする。

(1) 申請

契約期間の延長を希望する入居者（以下「入居延長希望者」とする。）は「借上住宅入居期間延長申請書（様式5）」を県に申請する。

(2) 延長の決定

県は、申請書に基づき貸主及び仲介業者と協議し適当と認められるときは、借上住宅の延長を決定し、入居延長希望者に「秋田県民間賃貸住宅延長入居決定通知書（様式3-2）」を送付するとともに、仲介業者に入居決定通知の写し及び「賃貸借契約書」（以下「契約書」という。）3通を送付するものとする。

(3) 契約延長の準備

入居決定通知を受けた仲介業者は、貸主、入居延長希望者、仲介業者の押印のある契約書3通を県に送付するものとする。

(4) 契約締結

県は、返送された契約書の内容が適当と認めるときは、契約を締結し、契約書3通を作成し、貸主、入居延長希望者に各1部送付し、それぞれが保管する。

(生活必需品の提供)

第6条 削除。

(日本赤十字社からの生活家電セットの提供)

第7条 削除。

(入居後の管理)

第8条 借上住宅に入居する県内避難者は、入居者数の増減、退去等の入居状況に変更がある場合は、速やかに仲介業者に連絡するものとし、連絡を受けた仲介業者は、速やかに県に連絡するものとする。

(市町村の協力)

第9条 県は、借上住宅の事務の執行に当たり、県内避難者が居住する市町村に協力を求めるものとし、市町村はこれに協力するよう努めるものとする。

(関係団体の協力)

第10条 県は、借上住宅の事務の執行に当たり、仲介業者が組織する団体に所属する会員に対して、周知等について協力を求めるものとする。

(既に賃貸借契約済みの県内避難者の住宅)

第11条 この要綱の施行前に、県内避難者が既に個人で民間賃貸住宅を確保し、賃貸借契約を締結した住宅についても、借上住宅とすることができる。ただし、その具体的方

法等については、別に定めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱の運用については、別に定めるものとする。

- 附 則
この要綱は、平成23年5月30日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成24年1月 5日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成24年6月 4日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成25年3月 5日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成25年5月21日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成25年10月8日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成26年7月17日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成27年6月16日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成28年7月22日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成29年9月20日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成30年10月5日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和元年10月16日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和2年3月31日から施行する。